

2017年8月28日

## 2017年度山形県地域別最低賃金額改定に対する見解

日本労働組合総連合会  
山形県連合会（連合山形）  
会長 岡田新一

8月10日、山形地方最低賃金審議会は、2017年度山形県の地域別最低賃金の引き上げについて、山形労働局長に答申し結審した。

内容は、2017年度の地域別最低賃金額が739円、引上げ額は中央最低賃金審議会が示した目安通りの22円となり過去最高の金額での結審となった。しかし目安額の全国加重平均25円を下回る引上げ額となり地域間格差がさらに拡大した結果となった。

連合山形は、「クラシノソコアゲ応援団！2017RENGO キャンペーン」を展開し、5月から8月までの4ヶ月間、県内各地において街頭での最低賃金引き上げを求める訴えと署名活動を行ってきた。また、6月28日には、山形労働局長に対し32,281筆（最終33,773筆）の署名を添えて、県民の強い思いを込め「山形県の最低賃金の大幅引き上げを求める」要請書を提出した。

審議に臨むにあたって連合山形は、賃金をはじめとした各種経済指標は、昨年を上回る環境にあること。現在の最低賃金は最低生計費すら賄えず、最低賃金法にある「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる賃金」ではなく、あまりに低額であること。そして山形県の喫緊の課題である人口減少、少子高齢化の中で、労働力を確保し、人材の定着、回帰をいかに進めるかが待ったなしで求められており、人口流出につながるこれ以上の格差拡大は容認できず、大幅引き上げが不可欠であることを主張した。

それに対して使用者側は、アベノミクスによる山形県への経済波及はなく、中小企業は厳しい状況にあり、最低賃金引き上げは慎重に行うべきであることと、高額な目安の決定に対する違和感を強く主張した。

審議経過は労働者側目安プラス1円、使用者側目安マイナス1円で審議が止まり、最終的に公益側が示した目安額22円で全会一致の形で決着した。

連合山形は、当初求めてきた引き上げ額との乖離はあるものの、労使双方の真摯な意見表明から導き出された結果であることから、答申内容を尊重することとし、引き続き連合リビングウェイジ（連合が調査した山形県の最低生計費）や高卒初任給の水準に早期に到達できるよう、大衆行動を背景に広く県民に理解を求め、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け取り組みを強化していく。

以上